

# 財政状況等一覧表（平成22年度決算）

(単位:百万円)

団体名 深浦町

標準収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
800	4,141	418	5,359

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	債務負担行為に基づく支出予定額	備考
一般会計	8,499	8,235	264	176	31	11,812	0	
一般会計等	8,499	8,235	264	176	31	11,812	0	実質赤字額 -

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

⑤(=-②)  
※②が負数の場合のみ

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
深浦地区簡易水道事業特別会計	418	408	11	11	84	3,003	985	
岩崎地区簡易水道事業特別会計	97	94	4	4	18	578	190	
下水道事業特別会計	299	294	5	5	108	1,179	1,148	
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	1,701	1,653	48	48	251	0	0	
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	120	119	1	1	22	19	2	
老人保健事業特別会計	30	30	0	0	0	0	0	
後期高齢者医療特別会計	203	201	1	1	142	0	0	
介護保険特別会計	1,208	1,177	31	31	197	0	0	
訪問看護ステーション特別会計	29	18	11	11	0	0	0	
公営企業会計等計				112		4,779	2,325	連結実質赤字額 -

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用している公営企業である。

2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。

3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(Δ~)で表示している。

4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

⑧(=(2+⑥))  
※②+⑥が負数の場合のみ

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	左のうち一般会計等負担見込額	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
青森県市町村総合事務組合	790	770	20	20	0	0	0	0	
つがる西北五広域連合(一般会計)	265	244	20	20	0	0	0	0	
つがる西北五広域連合(病院事業会計)	204	204	0	0	0	125	79	1	法適用
西北五広域福祉事務組合	269	265	4	4	0	0	9	1	
青森県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	502	481	21	21	0	5	0	0	
青森県後期高齢者医療広域連合(後期高齢者医療特別会計)	140,036	136,879	3,157	3,153	0	3,824	0	0	
西海岸衛生処理組合	592	559	33	13	0	0	1,261	630	
鱒ヶ沢地区消防事務組合	660	643	16	16	0	0	0	0	
青森県市町村職員退職手当組合	14,060	12,980	1,080	1,080	0	0	0	0	
青森県交通災害共済組合	212	196	17	17	0	0	0	0	
一部事務組合等計				4,343	0		1,349	632	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
新深浦町漁業協同組合	10	150	0	0	0	-	104	10	
株式会社ふかうら開発	15	75	146	0	0	-	19	2	
しらかみ十二湖株式会社	1	△66	42	0	0	-	0	0	
地方公社・第三セクター等計			188	0	0	0	122	12	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A
財政調整基金	230	580	350
減債基金	0	140	140
その他充当可能基金	360	370	10
充当可能基金計	591	1,091	500

⑫

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

(単位: % (財政力指数を除く))

財政指標名	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成21年度 決算A	平成22年度 決算B	差引 B-A
実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	2.47	3.28	0.81	14.78	20.00	深浦地区簡易水道事業特別会計	2.6	5.1	2.5
連結実質赤字比率 (赤字の場合「△」)	4.92	5.36	0.44	19.78	35.00	岩崎地区簡易水道事業特別会計	3.8	6.3	2.5
実質公債費比率	22.0	19.6	△ 2.4	25.0	35.0	下水道事業特別会計	38.8	23.9	△ 14.9
将来負担比率	138.6	110.3	△ 28.3	350.0					
財政力指数	0.16	0.15	△ 0.01						
経常収支比率	94.5	88.4	△ 6.1						

(注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。

2. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。

3. 「資金不足比率」について、事業の規模が零となる場合には、「※」で表示している。

4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成22年度決算による基準である。

### 【参考】健全化判断比率(実質公債費比率を除く)の算定方法

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額 ⑤}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 ⑧}}{\text{標準財政規模 ①}}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 ⑬} - \text{充当可能財源等 ⑭}}{\text{標準財政規模 ①} - \text{算入公債費等の額 ⑮}}$$

(百万円)

・将来負担額 = ③ + ④ + ⑦ + 退職手当負担見込額 + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑪ + 公的信用保証等に係る損失補償見込額

16,199

1,418 (百万円)      0 (百万円)      ⑬

(百万円)

・充当可能財源 = 充当可能基金 ⑫ + 充当可能特定歳入 + 基準財政需要額算入見込額

11,735

70 (百万円)      10,574 (百万円)      ⑭

・算入公債費等の額 =

1,314 (百万円)      ⑮